

法人著作の成立のための業務従事者の要件

最高裁第二小法廷 平成15年4月11日判決 平成13年(受)第216号
著作権使用差止請求事件，破棄差戻
判例時報1822号133～137頁，判例タイムズ1123号94～97頁
労働判例2003.8.1-15 (No.849) 23～34頁

作 花 文 雄**

【要 旨】

本件は，著作権法上の法人著作の成立要件である法人等の業務従事者の範囲について争われたものである。本判決においては，原審が，作業内容や方法等について雇用者が指揮監督していたかどうかを確定することなく，雇用契約書の存否や雇用保険料，所得税の控除の有無等の形式的事由により法人著作の成立を否定したことは，著作権法第15条第1項の解釈適用を誤った違法があるとして，原審判決を破棄し，差戻した。

〈参照条文〉著作権法第15条

【事 実】

X（原告・控訴人・被上告人）は，中国（香港）国籍を有するデザイナーであり，アニメーション等の企画，撮影等を業とするY（株式会社エーシーシープロダクション製作スタジオ：被告・被控訴人・上告人）の下において，デザイン画の作成等の業務に従事していた。Xは，①平成5年7月15日に来日して平成5年10月1日に出国した後，②平成5年10月31日に再度来日して平成6年1月29日に出国し，③更に，平

成6年5月15日に来日し，それ以降我が国に滞在した。この1回目及び2回目の来日はいわゆる観光ビザにより，3回目の来日はいわゆる就労ビザによるものであった。

Xは，平成5年7月頃から平成6年11月頃までの間に，Yのために，本件図画1～23を作成した（なお，本件図画18は，控訴審において撤回されている）。これらの本件図画は，アニメーション「アール・ジー・ビー・アドベンチャー」（「RGB」）に用いられた。Xの氏名は同作品において，本件図画の著作者として表示されていなかった。本件は，Xが，本件図画についての著作権及び著作者人格権に基づいて，Yに対し，本件アニメーション作品の頒布等の差止め及び損害賠償を求めた訴訟である。

第一審の東京地裁平成11年7月12日判決では，「YからXに対しては，Xがデザインを作成した出来高と関係なく，給与等の名目で毎月定額が支払われており，給与支払明細書が同時に交付され，また，その後，雇用保険料及び所得税の源泉徴収がされて」おり，「Xが支給を受けた

* 同志社大学名誉教授 Ryuichiro SENGEN

** 内閣法制局参事官・放送大学客員教授
Fumio SAKKA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

金員の性質について、請負等の業務に対する対価と解する余地は全くないこと」、「作業の状況をみると、就業に必要な作業場所、道具についてはすべてYが用意していること、Yは、Xに対し、デザイン作成について、個別的具体的な指示をし、その指示に従って、Xが作業をしていること等の事情を総合的に考慮すると、XとYとの間に締結された契約は、雇用契約であると解するのが相当である」として、原告請求を棄却した。

これに対して、控訴審の東京高裁平成12年11月9日判決¹⁾では、Xの第1回目及び第2回目の来日期间中である平成5年8月分ないし平成6年2月分として支払われた給与については「健康保険料や雇用保険料、所得税等の控除はなく(…Xが雇用保険被保険者資格を取得したのは、第3回目の来日期间中の平成7年4月1日であったことが認められる。)、Xが右額の支払を受け、その支払名目が給料とされていたことをもってしても、XがYとの間で雇用契約を締結したことを認めることはできない」。したがって、「第1回目の来日期间中に作成、創作された本件図画1ないし5及び19ないし23、第2回目の来日期间中に作成、創作された本件図画6及び9並びにその後の香港滞在中に作成、創作された本件図画8については、雇用契約に基づき職務上作成されたものであるとするYの主張は認めることができず、著作権法15条1項の規定に基づきYが著作者であると認めることはできないし、また後にYがその著作権の譲渡を受けたことの主張、立証もない」。「しかし、第3回目の来日期间中に作成、創作された本件図画7及び10ないし17は、YとXとの間の雇用契約が成立した後に作成、創作されたものであり、著作権法15条1項の規定に基づき、Yが著作者であると認めることができる」と判示され、第一審判決が変更され、原告請求が一部認容された。

【判 旨】

(1) 著作権法15条1項「の規定により法人等が著作者とされるためには、著作物を作成した者が『法人等の業務に従事する者』であることを要する。そして、法人等と雇用関係にある者がこれに当たることは明らかであるが、雇用関係の存否が争われた場合には、同項の『法人等の業務に従事する者』に当たるか否かは、法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきものと解するのが相当である」。

(2) 「これを本件についてみると…Xは、1回目の来日の直後から、Yの従業員宅に居住し、Yのオフィスで作業を行い、Yから毎月基本給名目で一定額の金銭の支払を受け、給料支払明細書も受領していたのであり、しかも、Xは、Yの企画したアニメーション作品等に使用するものとして本件図画を作成したのである。これらの事実は、XがYの指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたことをうかがわせるものとみるべきである」。「ところが、原審は、Xの在留資格の種別、雇用契約書の存否、雇用保険料、所得税等の控除の有無等といった形式的な事由を主たる根拠として、上記の具体的事情を考慮することなく、また、XがYのオフィスでした作業について、Yがその作業内容、方法等について指揮監督をしていたかどうかを確定することなく、直ちに3回目の来日前における雇用関係の存在を否定したのである」。「原判決には、著作権法15条1項にいう『法人等の業務に従事する者』の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ず、論旨は理

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

由がある」。「以上によれば、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、原判決中Y敗訴部分は破棄を免れない。そして、前記の点につき更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする」。

【研究】

1. 著作権法第15条の法人著作が成立するためには、法人等の業務に従事する者が職務上作成することが要件となっており、この「業務に従事する者」とは、典型的には、法人等と当該創作従事者が雇用契約を締結している場合であるが、雇用契約が存しない場合には、いかなる場合においても法人著作が成立しないのか否か、成立するとすればその要件をどのように解するかということが論点となる。

原審の控訴審判決がXの在留資格の種別、雇用契約書の存否、雇用保険料、所得税等の控除の有無等といった形式的な事由を主たる根拠として法人著作を否定したのに対して、本判決では、法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみて、法人等の指揮監督下において労務を提供していたか否か、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるか否かについて、具体的事情を総合的に考慮して判断すべき旨判示されており、法解釈の在り方として妥当なものである。

従来の下級審の裁判例においても、著作権法第15条の業務従事者について、法人等と雇用関係にある者のほか、著作物の作成に対する指揮命令関係があり、法人等に当該著作権全体を原始的に帰属させることを当然の前提にしている関係にあると認められる場合をも含むものと解しているものがあり²⁾、本判決は最高裁において、第15条の解釈の在り方が改めて示されたものとして意義がある。

2. 学説の状況としては、限定的に解するものとして、斉藤 博「著作権法」(有斐閣、2000年3月)では「『業務に従事する者』を雇用関係の外にある者にまで広げることは妥当でない。『著作者』の地位を取得できる『使用者』は、雇用関係から生ずる社会保険や安全配慮義務など、労務についても全面的な責任を負う者でなければならない」と述べられている(118頁)。

これに対して、拙著「詳解著作権法第2版」(ぎょうせい、2002年4月)では「委託者が雇用者と同様に相当程度に具体的な指揮命令を行っている場合には、より弾力的な解釈の可能性がある」(190頁)としているほか、半田正夫「著作権法概説 第11版」(法学書院、2003年8月)では雇用関係に「限られるものではなく、使用者の指揮監督下に服するのであれば、それは委任契約や組合契約に基づく場合であってもこれに含めて差し支えない。」(64~65頁)と述べられ、田村善之「著作権法概説 第2版」(有斐閣、2002年11月)では「雇用契約か否かということが問題なのではないから…形式上、委任や請負という形を採っていたとしても、実態において、法人等の内部において従業者として従事している者と認められる場合は別論である」(381頁)と述べられている。

3. 著作権法第15条では、法人等(法人その他使用者)が著作者となる要件として、法人等の発意に基づくものであること、法人等の業務に従事する者が職務上作成するものであること、法人等が自己の著作の名義の下に公表するものであること(プログラムの著作物の場合はこの要件は不要)、作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがないことの各要件を充足すべきことが規定されている。経済的な権利の帰属主体として、また、著作者人格権の帰属主体として、いずれの者が著作者となるべきものかという観点から、これらの各要件の充足性を

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

認定していくことが肝要である。形式的に雇用関係の存在や上記学説にみられる労務についての全面的な責任などを必須の前提とすることは、解釈の合理性を損なうものである。

本判決の差戻後の控訴審判決(控訴棄却)³⁾においては、「Xは、1回目の来日の直後から、Yの従業員宅に居住し、Yオフィスで作業を行い、Yから毎月基本給名目で一定額の金銭の支払を受け、給料支払明細書も受領していたのであり、しかも、Xは、Yの企画したアニメーション作品等に使用するものとして本件全図画を創作したものであり」、「Xの作業状況をみると、就業に必要な作業場所、画材等はYが調達し、XがYの指示に従って図画を作成して」おり、「Xは、Yの指揮監督下において本件全図画作成等の労務を提供していたものと認めることができる」。「YからXに支給された金銭は、Xが創作した図画の出来高とは無関係に毎月一定額が支払われ、給与支払明細書が交付され、…Xが本件全図画以外にYのために作成した図画についてもYに報酬を請求することはなかったことに照らすと、XがYに対して提供した労務の対価であると認めるのが相当である」。以上によれば「Xは、Yの指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたものと認めるのが相当であり、XとYとの関係は、1回目の来日後から雇用関係であったというべきであり」、「本件係争図画を含む本件全図画は、Yの業務に従事していたXが、その職務上作成したものである」といえることができる。そして「本件係争図画の作成はYの発意に基づくものであり、かつ、本件係争図画はYが自己の著作の名義の下に公表することが予定されていたものと認めるのが相当であり」、「著作権法15条1項の規定により、その著作者はYというべきである」と判示されている。

4. 「法人等の業務従事者」要件については、法

人等(創作依頼者)と創作従事者との関係が純然たる雇用契約の場合は当該要件の充足は明確であるが、それ以外の請負契約等の場合には、個々の実態に照らして判断を行うことを要する。この差戻後・控訴審判決では、当該著作物の創作に当たっての指揮監督、当該業務以外の業務指示権の有無、当該著作物の創作に要する道具・機材の提供者、資金の負担者、報酬の支払い方法(定期的な賃金)、作業場所、従業員としての福利厚生等の供与(本件の場合は住宅の提供)、当事者の人的関係の存続期間(単発的なものではなく、継続的なものであった)などがその認定要素となっている。

結論において妥当なものであるが、この判示では「1回目の来日後から雇用関係であったというべきである」とされており、「雇用関係」と解されるか否かを基準としているが、第15条の業務従事者性をいかに捉えるかという観点から論理が構成されるべきではないかと考える。

つまり、当事者間に雇用関係がある場合のいわゆる従業員類型の創作活動の場合は、当該創作従事者は「業務従事者」要件を基本的には充足し得るものであり、他の「法人等の発意」や「職務上作成」の要件の充足性を検証することにより法人著作の成否を判断することとなる。

他方、当事者間に雇用関係がない場合のいわゆる委任・請負類型の場合においては、当事者の人的関係の存続期間の長さや、報酬の支払い方法、福利厚生等の供与の有無、当該創作活動に対する指揮監督の程度、資金・リスクの負担者、法人等業務における当該創作活動の組織性や通常業務性の程度、創作従事者の独立行為性の程度、当事者の認識、社会的な評価の帰属主体など多面的に考察した上で「業務従事者」要件の充足性を検証する必要がある。同時に、「法人等の発意」や「職務上作成」の要件の充足性を検証する必要があるが、従業員類型に比してより充足度の高さが求められるものと考えられる。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

つまり、「法人等の発意」及び「職務上作成」の要件の充足性について、当該創作活動に対する主導性と完成に至るまでの指揮監督性、当該創作活動の具体的な成果が法人の要求や指示に適合すべき度合などがより強く求められる。

5. 法人等からの委任や請負により部外の者が著作物を創作する場合、これらの受任者や請負人には創作活動上の独立性が認められ、これらの者が著作者になる場合が多いと考えられるが、著作権及び著作者人格権の帰属主体という観点からみて、法人等の通常の従業員と同等の創作活動実態があると認められる場合において法人等が著作者になり得るものと考えられる。

このような場合の著作権法第15条の適用に当たっては、同条の各要素は相関性を有しており、総合的に捉えることが求められる。

法人著作の成立要件である業務従事者性につ

いては、拙稿「法人著作の成立要件と業務従事者の認定－「RGBアドベンチャー」事件をめぐる論点と課題－」（「コピーライト」2004年4月号、著作権情報センター）を参照されたい。

注 記

- 1) 判例時報1746号135～139頁
- 2) 東京地裁平成8年9月27日判決「四進レクチャー」事件(判例時報1645号129～149頁)、東京地裁平成10年10月29日判決「スマップ・インタビュー記事」事件(判例時報1658号166～177頁、判例タイムズ988号271～284頁)、東京地裁平成14年12月18日判決「ゲームソフト・グリーン・グリーン」事件(判例時報1825号107～116頁、判例タイムズ1129号249～258頁)など。
- 3) 東京高裁平成16年1月30日判決、平成15(ネ)2088号(控訴棄却)、最高裁HP

(原稿受領日 2004年3月10日)

